

食品の新たな機能性表示について

参議院議員（民主党） 安井 美沙子

この春、食品の新たな機能性表示がスタートする。これまでは「トクホ」等、一部の食品にしか認められなかった機能性表示がより広範に認められる。今まではいわゆる健康食品の部類でも例えば「毎朝、すっきり」といった曖昧な表現しか認められなかったものが、届け出さえすれば「お腹の調子を整えます」と堂々と謳えるようになるというわけだ。

2013年6月14日、第二次安倍内閣による日本再興戦略の一環として、「食の有する健康増進機能の活用」を盛り込んだ規制改革実施計画が閣議決定された。いわゆる健康食品をはじめとする、保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示を容認するというもので、安倍総理は成長戦略第3弾スピーチで、「農産物の海外展開を視野に入れ、諸外国よりもわかりやすい機能性表示を促す仕組みを検討したいと思います」と述べている。私は正直、機能性表示の解禁がいわゆる「アベノミクス」第三の矢＝成長戦略のメニューの1つとして扱われることに違和感を覚える。

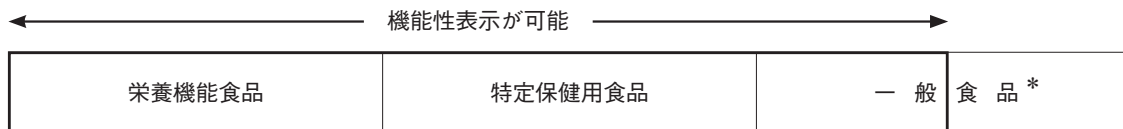
今般、挙げられている成長戦略には、法人税減税、電力システム改革、一般用医薬品のインターネット販売、混合診療の解禁、派遣労働の固定化、裁量労働制の拡大（残業代ゼロ）、外国人技能実習制度の対象職種拡大等、物議を醸す内容が多く含まれている。例えば電力システム改革にしても、消費者の電力購入の選択肢を増やすと言えば聞こえはいいが、電力の安定供給は担保されるのかといった問題が指摘されているし、労働者派遣制度の見直しについても、企業側にとっては人を入れ替えれば同じポジションにずっと派遣社員をあてがうことが可能となりコスト削減につながるが、労働者にとっては正規社員への道が一層険

しくなるとして、法案審議が紛糾し過去二国会続けて廃案になっている。どれも消費者、労働者、生活者、患者等に影響を及ぼすマイナス面には目をつぶり、とにかく「世界一企業が活動しやすい国」にするための成長戦略だ。

食品の機能性表示については、昨年夏までに消費者庁において「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」が8回開催され、7月30日に報告書がまとめられた。パブリックコメントの手続きを経てこの度、同庁がガイドラインを発表した。食品関連業界にとっては新たなビジネスチャンスの到来だ。今夏までには日本の消費者のもとに、特定保健用食品（トクホ）、栄養機能食品以外にも機能性表示が可能となる。しかし、果たして消費者にとっては朗報となるのだろうか。

これまで機能性の表示は、栄養機能食品と特定保健用食品（トクホ）だけに認められていた。栄養機能食品は12種のビタミンと5種のミネラルについて栄養成分の規格基準に一つでも適合していれば、その栄養成分の機能を表示することができ、国の許可は特に必要としない。大多数は加工食品とサプリメントで、「チョコラBBFeチャージ」や「DHCマルチビタミン」などがお馴染みである。一方、トクホは国の許可が必要で、「体





*一定の要件を満たせば事業者責任で機能的表示を可能とする。

脂肪を減らすのを助ける」など具体的な表示が認められている。サントリーの「伊右衛門」が代表的だ。科学的なデータをもって効能を証明する必要があるため、企業側には手間がかかり、許可を得るまで時間がかかることへの不満が根強かった。

新制度は、野菜や魚や肉などの生鮮品のほか、茶やそばなどの加工食品、サプリメントなど、原則として全ての食品が対象になる。但し、過剰摂取が問題になるアルコール類などは除く。病気の治療・予防効果の表示は認められないが、健康の維持・増進の範囲に限って表示が可能となり、「肝臓の働きを助けます」「目の健康をサポートします」「鼻の調子を整えます」といった表現ができるようになる。当初、消費者庁は、医薬品の効果と混同されるとして体の具体的な特定部位の表現には消極的だった。しかし、消費者側からもそれが無いと却って分かりにくいとの声が上がったことから方針転換した。想定される機能的表示としては、温州ミカンに含まれるβ-クリプトキサンチンが骨の健康を保ち更年期以降の女性に適しているとか、豆乳に含まれるβ-コングリシニンが遊離脂肪酸を減らし正常な中性脂肪の値の維持に役立つといったものが考えられる。

今回の制度の最大の特徴は、機能的表示食品の販売が許可制ではなく届出制である点だ。企業は販売する前に、科学的根拠を立証した論文や製品情報などを消費者庁に届け出ればよい。届け出番号は付くがトクホのようなマークはない。包装や容器に国の審査を受けていない事実を明示することが義務づけられている。一方の消費者庁は、企業が届け出の際に提出した資料に基づいた情報を同庁のホームページなどに掲載し、消費者が閲覧・判断できるようにする。また、販売後のチェックで安全面の重大な問題などが確認された場合

には、企業に回収を命じるケースもあり得るといえる。

しかし、本誌99号で掲載した拙稿、「食品偽装表示事件の根絶を目指して」でも述べた通り、消費者庁の監視体制はお世辞にも万全とは言えないことから、事前規制を緩和して参入障壁を過度に低くし、事後の取り締まりで対応するのは現実的でない。また、消費者の「賢明な選択」に委ねるのは無責任だ。食品流通においてもグローバル化が進んだ今、最終製品の製造会社に適切な分析法がないと、中間業者の原材料までつぶさに管理することはできない。しかも、その最終製品が食品の形態ではなく、カプセルや錠剤であった場合、「看板に偽りあり」かどうかを消費者が見分けることは不可能に近い。或いは、機能的性を謳った生鮮食品が小分けされて届いた場合、消費者には機能的性の情報を知る術がない。

機能的表示の解禁により、これまでは安全性だけが焦点だった食品に機能的性についての信頼性という新たな論点加わるわけだが、機能的性に関しては届出制である限りその品質を保証する仕組みは脆弱である。かつて外食店で高級ブランド等、ニセの付加価値に対して余計な対価を払わされた消費者が、今度は毒にこそならないが、ニセの機能的性に大枚をはたくことにならないことを願うばかりである。議論が煮詰まらないままに制度が施行され、本稿が出る頃には新たな機能的表示食品が既にデビューしているかもしれない。制度施行後も、実勢に鑑み、制度の見直しやガイドラインの改訂を躊躇すべきではない。国政に携わるものとして、私自身も監視を続けていく所存である。